

令和6年度 第2回八戸市地域保健医療対策協議会（会議録）

日時：令和7年3月19日（水） 午後2時

場所：八戸市総合保健センター1階 大ホール

出席者：16名

熊谷俊一会長、奥寺良之委員、岡本道孝委員、堀部崇委員、阿達昌亮委員、
舘山祐子委員、西野祐希委員、松井正子委員、田中貴大委員、伊藤博章委員、
南山泰政委員、大久保典佳委員、古舘美喜子委員、立花直樹委員、藤村幸子委員、淵沢道子委員

事務局：

秋山こども健康部長、工藤保健所長、北村保健所副所長兼保健総務課長、皆川保健所副所長兼衛生課長、大久保健康づくり推進課長、坂本すすく親子健康課長、大沢保健予防課長

司会	定刻となりましたので、ただいまより、「令和6年度第2回八戸市地域保健医療対策協議会」を開催いたします。 私は、本日の司会を務めます、保健総務課の佐々木と申します。 どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、初めに本日の出席状況を御報告いたします。本日は委員20名中16名の方が出席されております。委員の半数以上が出席されておりますので、八戸市地域保健医療対策協議会規則第4条第2項の規定により、会議が成立いたしますので御報告いたします。 それでは、本日の議事は、先日お配りした次第に沿って進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。開会にあたりまして、熊谷会長より御挨拶をお願いいたします。
会長	皆さん、こんにちは。先月、2月にはえんぷりが終わりました、ここ数日、彼岸じゃらくのような天候であり、これで八戸もようやく春を迎える準備ができたような気がします。4月には来年度を迎え忙しく、また、年度末のお忙しい中、委員の皆様にはお集まりいただきまして大変ありがとうございます。本日は、八戸市地域保健医療対策協議会ですけれども、保健所の業務は非常に多岐にわたっておりまして、保健所の皆様の苦労は大変なものだと認識しております。本日は、その保健所業務につきまして、色々お話を伺い、協議していきたいと思っておりますので、委員の皆様の忌憚のない御意見をいただければと思います。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。
司会	ありがとうございました。 次に、本日御出席いただいた皆様に、各団体から推薦をいただいている委員のうちで、御異動のありました2名の方々を紹介いたします。御名前を呼ばれた方は、その場に御起立くださいますようお願いいたします。 （委員の紹介） どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。それでは、御着席ください。

	続きまして、本日の会議の資料を確認させていただきます。 資料は、あらかじめお送りしておりました、「次第」、「資料１ 令和７年度保健所業務進行管理表」、のほか、本日追加の資料として、「委員名簿」「席図」「資料１ 令和７年度保健所業務進行管理表 差替え版」「資料２ 事前質問等について」「はちのへ版ネウボラ」を紹介するリーフレットをお席に御用意してございます。 委員名簿につきましては、先ほどお伝えしましたが、令和６年１１月以降に変更となった委員の方がおられましたので、変更後の名簿を御用意してございます。 「資料１ 令和７年度保健所業務進行管理表 差替え版」につきましては、１０ページ目、衛生課の「業務３ 動物の愛護と適正な飼養に関する業務」において、取組方針「・飼い主のいない猫対策として、不妊去勢手術を実施」を追加してございます。 資料に不足等ございましたら、お知らせくださるようお願いいたします。 よろしいでしょうか。 また、あらかじめお伝えいたしますが、この会議の議事につきましては、発言者の氏名を伏せて議事録を作成し、八戸市附属機関の設置及び運営に関する要綱第６条により公開いたします。 それでは、議事に入らせていただきます。 規則第４条第１項の規定によりまして、協議会の会議は、会長が議長を務めることになっておりますので、熊谷会長よろしくをお願いいたします。
会長	それでは、議事に入ります。 皆様の御協力を頂きまして、円滑に議事を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 初めに議事の１番「副会長の選出」について、進行いたします。 田口副会長の御逝去に伴い、現在、副会長が不在となっております。 副会長につきましては、規則第３条第２項の規定により、委員の互選により選出することになっております。どなたか御推薦願います。
委員	副会長に公益財団法人八戸市総合健診センター常務理事所長の岡本道孝委員を推薦いたします。
会長	ただいま、〇〇委員から岡本道孝委員を副会長に推薦するとの御発言がございましたが、いかがでしょうか。
	(異議なしの声あり)
会長	異議なしの声がありましたので、岡本道孝委員を副会長に決定します。 以上で、副会長の選出を終わります。御協力ありがとうございました。
会長	それでは、副会長に決まりました、岡本道孝委員は副会長席へお願いいたします。
会長	それでは、岡本副会長より御挨拶をお願いいたします。
副会長	健診センターの岡本と申します。何分、力不足ですので熊谷会長をはじめ、委員の皆様方、更には事務局の皆様からご指導ご鞭撻をいただきながら何とか職責を果たしていきたいと思っておりますので、何卒よろしくお願いいたします。
会長	ありがとうございました。
会長	それでは次に、議事の２番「令和７年度保健所事業計画について」事務局から説明願います。 なお、御質問、御意見等につきましては、案件ごとに事務局の説明が終了した後に受けることといたします。

事務局	令和7年度保健所事業計画につきまして、お手元の資料1「令和7年度保健所業務進行管理表」により、御説明いたします。 私からは保健総務課の事業計画について、御説明いたします。大変恐縮ではございますが、着座にて、説明いたします。 1ページをお開きください。総務企画グループの事業計画ですが、「地域保健対策の推進」として、年度を通じて、保健所業務全般の進行管理、情報共有や健康危機管理体制の確認を行うとともに、全国をはじめとする保健所長会の会議等を通じ、保健所相互の連携や公衆衛生に係る共通の課題についての情報交換等を行います。 次の「地域医療」につきましては、二次救急医療体制輪番の実施や、休日夜間急病診療所及び休日歯科診療所の運営により救急医療体制を確保するとともに、連携中枢都市圏事業として実施する圏域4病院への医師派遣やドクターカーの運行に係る協定締結などの手続きを行います。 さらに、AED機器の貸出しや救命講習会の開催によるAED普及事業の実施、赤十字血液センターが行う献血事業への協力、医療従事者確保のための看護師等修学資金貸与事業を行います。 「動物愛護施設の整備」につきましては、動物愛護管理行政所管の衛生課と連携し、動物の愛護及び適正管理の推進に向けた施設の在り方について検討を行います。 「保健衛生統計業務」につきましては、毎年実施する人口動態調査、国民生活基礎調査、社会保障・人口問題基本調査等のうち、国民生活基礎調査が3年に一度の大規模調査の年に当たり、当市では22地区を対象に調査を行います。 「大規模災害に備えた体制の強化」につきましては、地震や台風等により被災した他の自治体への保健師等の応援派遣に備えた体制を整備するとともに、当市が被災地となった際の受援体制を整備するため、保健医療活動の調整に係る所内体制の整備、広域的な保健医療活動の調整に係る市災害対策本部関係各班や青森県及び市医師会・薬剤師会等との連携強化に取り組んでまいります。 「水防法及び土砂災害防止法に係る避難計画作成」につきましては、大雨や土砂災害に備えて、対象区域の医療機関等に作成いただく避難計画の作成支援、提出書類の審査を行います。 2ページを御覧ください。医事薬事グループの事業計画について説明いたします。 まず、「医療機関等に対する監視指導業務」として、診療所等の許可申請や届出に係る調査、立入検査を実施するほか、2年に一度の衛生検査所の立入検査を行い、医療安全と院内感染対策の推進を図ります。 「薬局等の薬事関係施設に対する監視指導業務」としては、薬局等の許可申請や届出に係る調査や立入検査、一斉指導を実施し、薬事関係施設の適正な業務運営の推進等を図ります。 「医療安全支援センターの運営」としては、医療に関する相談等の受付を行い、医療安全に関する助言及び情報提供等を行います。 事業計画は以上のとおりでございますが、当課の業務に関連しまして、事前質問等をいただいておりますので、お答えいたします。 内容は、今回の市内病院における事件を受けまして、令和7年度に行う「医療機関等に対する監視指導業務」について、これまでは事前に告知して行っていた立入検査を、「抜き打ち」、「告知なし」で行う旨、変更する予定はないかというもの
-----	---

	でございます。 医療機関に対する立入検査は、医療機関等立入検査実施計画に基づき市内の全ての施設を対象に定期的を実施しており、特に、20床以上の病床を有する「病院」については、全ての施設を対象に、原則年1回実施することで、定期的・継続的な指導・監督に努めております。定期立入検査は、毎年、反復継続的に行うものであり、また、検査項目も多岐にわたり、病院側に準備いただく関係書類も膨大になるほか、幅広く関係職員から聞き取りを行う必要があることから、市では、定期立入検査を行う際は、病院側の負担等を考慮し、事前に実施日等の通知を行っております。 一方、定期立入検査以外の対応としまして、患者やご家族などから医療機関に関する情報提供や通報が寄せられ、その内容について、医療法などの法令違反が強く疑われる場合は、事実確認を目的に、定期立入検査とは別に、臨時の立入検査を実施し、関係法令に基づく行政指導など必要な対応をとることとしております。 臨時立入検査は、法令違反などの事実確認を目的に行うものであるため、事前通知の有無を含め、検査方法については、その時々状況に応じて、柔軟に対応することが可能で、「抜き打ち」「告知なし」という形も取りうるものとなっております。事前通知につきましては、市内全ての病院に対し毎年実施するという定期立入検査の特性を踏まえ、相互の信頼関係に基づいて、効果的・効率的に業務を進めるために行っているものですが、市といたしましても、本事件を受け、改めてこれまでの検査体制を振り返るとともに、定期立入検査と臨時立入検査それぞれの検査の目的・趣旨を十分に勘案した上で、その時々に応じて適切な検査方法を検討し、市内全ての医療機関の適正な指導・監督に努めてまいります。 保健総務課の説明は、以上でございます。
事務局	健康づくり推進課から資料3「健康推進グループ」、資料4「成人保健グループ」の事業計画について御説明いたします。項目が多いため、変更点を中心とした説明といたします。 まずは1の各種検診事業については、これまで通り随時実施いたしますが、変更点といたしまして、がん検診につきましては、総合健診センターおよび医師会の御協力をいただいた上で、国及び県の進める科学的根拠に基づくがん検診の項目として、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんの5項目といたします。 これまで実施していた前立腺がん検診を取りやめといたします。子宮がん検診につきましては、毎年の検診としていたものを2年に1回とし、これまで合わせて検査を実施していた超音波検査は対象外といたします。 次に、3のがん患者医療用補整具購入費助成事業ですが、事業はこれまでのとおり実施いたしますが、財政面で県からの補助事業が来年度から開始となりますので、県から事業のおよそ4割程度の補助が見込める事業となります。 次に、4のがん検診初回精密検査費助成事業ですが、令和6年7月から県の事業に合わせて実施したのですが、市の実施するがん検診で精密検査が必要となった方へ初回の検査費用の一部を助成するものです。財政的には県から半分の助成があり、令和7年度も引き続き実施いたします。 少し飛びまして、一番下の13の健康まつり事業ですが、これまで国保年金課で実施していた事業を健康づくり推進課に所管替えして実施するものです。本年9月の実施を予定しております。 次に資料4「成人保健グループ」の事業についてですが、本年度策定作業を進めておりました第三次健康増進計画ですが、庁内での検討委員会及び健康福祉審議

	会 健康・保健専門分科会での協議を経て、先日市長から決裁をいただきました。令和7年度から12年間の計画といたしまして、引き続き本計画に基づき健康に関する事業を進めてまいります。 この2の市民健康づくり講座から保健推進員活動に関しては昨年と同様事業を進めていくほか、新規事業といたしまして、7の90日間健康チャレンジ事業及び8の90日間健康チャレンジゴールイベントといたしましては、新規事業として実施するもので、企業健診受診者でBMIの値が要経過観察者、これは軽度肥満者を対象としますが、その方の検査結果に同事業の案内を同封し、チャレンジへの参加を促すものです。90日間、毎日体重測定をしていただき、無事完走した方、規定割合の体重減少が認められた方に景品をお渡しし、併せて講話・情報交換を行うものです。 進行管理表の説明については以上となります。 次に、いただいた事前質問につきまして、2の「がん検診推進事業」及び「がん検診初回精密検査費助成事業」について御回答いたします。 「今政府の予算委員会で、重要な問題として取り上げられている。高額医療と検査費用の一部補助とのつながりは、これから改善される可能性として、早期発見が一番重要なことと受け止める。患者が費用面で渋ることがないように。」という御質問です。 その回答といたしましては、御質問いただいてからですが、高額療養費の限度額引き上げについては、一旦見送りということになっておりますが、国民医療費の増額は続いていますので、今後どのようなのかは見通しが立たない現状です。 そのような中で、このがん検診推進事業では、市が実施するがん検診に対して補助を実施するものですが、このがん検診は医療保険適用外ですので、一旦見送りになった高額療養費の引き上げとは、一線を画すものと考えております。 しかしながら、がんの早期発見は市民にとっても、また、国民医療費を少しでも減らすという面からも重要ですので、引き続き多くの方が受診するように情報発信や広報に努めてまいります。 なお、市が実施するがん検診の結果、精密検査、この精密検査は保険が適用するものですが、必要となった方の初回の検査費用の一定額を助成する事業も併せて実施しておりますので、精密検査が必要となった方にはぜひ活用いただきたいと考えております。 健康づくり推進課の説明は、以上でございます。
事務局	すくすく親子健康課の事業計画について、御説明いたします。 すくすく親子健康課の事業計画については、5ページから7ページとなっております。 令和7年度の業務は、保健医療グループ10事業、母子保健グループ14事業、発育支援グループ8事業の32事業を実施しております。この中から、令和7年度に取り組む主な事業や事前質問の事業について御説明申し上げます。 それでは、保健医療グループの管理表を御覧ください。 1の小児慢性特定疾病に関する業務ですが、月1回の審査会を実施し、受給者証の交付、医療費の助成を行っております。令和7年4月1日から対象となる疾患が788から801疾病に拡大し実施します。 また、令和6年10月から県外などの遠方の医療機関へ通院する際の交通費の助成事業を実施し、令和7年度は2回分の助成を予定しています。

さらに自立支援事業としては、個別の相談に応じるとともに、年1回の講演会と交流会を開催しております。

2の療育相談は、2月に1回、整形外科医が、身体の発育、運動発達等に心配のあるお子さんの診察と相談を行っております。

5のハイリスク妊産婦アクセス支援事業では、医学的にハイリスクな妊産婦が、八戸市内から遠距離にある総合周産期母子医療センター等への通院や乳児の面会をするための交通費や宿泊費を助成するものです。県内は、県立中央病院と弘前大学医学部附属病院。令和6年度から周産期母子医療センターを持つ岩手医科大学附属病院など県外の病院への交通費等の助成を行っております。

7の新生児聴覚検査は、令和6年度から医療機関に委託契約を実施し、初回検査と再検査の費用の一部助成を行っております。

8の乳児一般健康診査は、令和6年度から受診票を4回分交付しており、1か月児、3～4か月児、6～7か月児、9～10か月児の時期に、医療機関で健診を受けることができるようになっております。

9の乳児股関節脱臼検診は、生後90日～120日までの乳児に対し、整形外科医がレントゲン検査を用いて実施しておりましたが、令和6年度からは、エコー検査に変更し、事業名を乳児股関節脱臼検診に改め、実施しております。

次に6ページの母子保健グループの事業ですが、主に妊産婦に関する事業を実施しております。

1の「こども家庭センター事業」は、今まで「子育て世代包括支援センター」を設置し、母子保健事業を展開してきておりましたが、令和6年度から、児童福祉機能の担当課であるこども家庭相談室と「こども家庭センター」を協働で設置運営しております。毎月合同ケース会議を開催するなど、母子保健機能と児童福祉機能の双方の機能を持つことにより、すべての妊産婦、こども、子育て世帯に対し、一体的に相談支援を行う体制となりました。

4の産後ケア事業は、き子キッズ助産院、苫米地レディースクリニック、市民病院の3施設と委託契約をし、産後ケア事業を展開しておりましたが、令和7年度には、新たに八戸クリニックと委託契約する予定で、対応する施設が増えることで、産後1年未満の産婦と乳児に対し、宿泊型と通所型のサービスがより充実するものと考えております。

11の性と健康の相談センター事業は、思春期、妊娠・出産等ライフステージに応じた相談者に対し、性や妊娠、生殖などの相談を受けて支援しております。また、年1回プレコンセプションケア講演会を実施し、知識の普及啓発に努めております。

12の八戸圏域連携中枢都市圏事業として、当課では①妊婦健康管理支援、妊娠が分かった方が早期受診し安心して妊娠出産ができるよう作成したホームページです。②として、不妊不育相談支援事業としては、専門医による不妊専門相談と妊活ケア・サポートとして保健師助産師による相談を圏域市町村と一緒に実施しております。

13の妊娠等包括相談支援事業は、昨年まで伴奏型相談支援として実施していたもので、妊娠届け出時の面談から妊娠期、産後の面談まで継続的な相談支援を行うものです。

14の妊婦のための支援給付、はちまむ応援金事業は、国の支援給付事業で13の妊娠等包括相談支援事業とあわせて実施しており、妊娠届出時の面談の妊婦に5万円、赤ちゃん訪問後の産婦に5万円を支給しております。

	7 ページの発育支援グループですが、主に幼児の健診や発達相談を実施しております。 2 の子育て出前講座は、令和 5 年度より、子育てに関わる団体である子育てサロン等から依頼を受け、保健師・栄養士を派遣し、乳幼児の保護者等に子供の健康や子育て等のことについての講話や、中学生への思春期教室、パパママ体験講座として、妊娠出産育児について知識を深めるよう健康教育を行っております。 前後しますが、5 の 1 歳 6 か月児健康診査及び、6 の 3 歳児健康診査は、月 2 回実施し、小児科医の診察他、心身の成長発育・精神発達などを確認し、個別の保健指導をしております。 また、その事後指導として、4 の 2 ～ 3 歳児発達相談、5 の 3 ～ 5 歳児発達相談を実施し、心身の発達や遅れなど個々のケースに応じた相談及び助言指導をしております。 また、8 の 1 歳 6 か月児及び 3 歳児精神発達精密健診は、健診事後指導として心理判定員による心理検査を実施するなど、助言・保健指導を行っています。 事前質問ありました、八戸版ネウボラ推進事業についてですが、「アドバイ事業と受け止めますが、八戸版とつくには、他地域とは違う特徴があるのか知りたい。」とのことでの回答をいたします。 本日、八戸版ネウボラのチラシを参考資料として配付しておりますが、令和 2 年 8 月 11 日に八戸市総合保健センターの併用開始とともに、妊娠期から 18 歳までのこどもと保護者の相談に、保健のすくすく親子健康課、福祉のこども家庭相談室、教育のこども支援センターの 3 部署の専門員が連携し、ワンストップで一体的に支援する相談体制である「八戸版ネウボラ」を構築しております。 ネウボラとは、フィンランド語で「助言の場」を意味し、母子とその家族を支援する目的で地方自治体が設置する拠点のことです。 具体的には、当市では、相談者の対応を相談者が各課に相談に出向くことなく、専門員が出向き相談に応じる体制をとっております。 また、月 1 回担当者の会議を実施し連携を図っております。 八戸市の特徴は、保健と福祉だけでなく、教育の担当部署が関わっているところが大きな特色となっており、その部署が一か所にあるということが特徴とされているところです。 以上でございます。
事務局	保健予防課の事業計画について、御説明いたします。 資料は 8 ～ 9 ページにあります保健予防課の業務について、主なものを御説明いたします。 はじめに、8 ページですけれども、予防接種事業に関する業務についてでございます。 まず、乳幼児等の定期予防接種におきましては、令和 4 年度から 3 年間にわたって実施してきた HPV のキャッチアップ接種が、まもなく今年度末で終了いたします。 この期間中に 1 回以上接種した方については、残りの接種回数についても、来年度の 1 年間、引き続き公費で受けられる経過措置が設けられておりますので、対象となる方が円滑に公費接種を受けられるよう、引続き周知広報に努めてまいります。 また、高齢者の定期予防接種では、本年 4 月より、带状疱疹の定期接種が開始されます。対象となる方は、基本的には 65 歳の方でございますが、今後 5 年間の経

過措置として、65 歳を超える方についても、70 歳、75 歳、80 歳などといった 5 歳年齢ごとに対象とされるものでございます。

令和 7 年度に対象となる方には、4 月早々に個別通知を差し上げる予定としており、希望される方に広く接種機会を御提供できるよう努めてまいります。

また、今月に入ってから国の動きとしまして、麻疹・風疹混合ワクチンで、一部メーカーの製品が出荷停止となっていることに伴いまして、一時的にワクチン供給の偏在等が生じることが懸念されております。これを理由に、定期予防接種の期間内に接種出来なかった方については、令和 9 年 3 月末までの 2 年間、接種期間の延長を決定されたところでございますので、今後は本件の周知広報にも努めてまいります。

次に、感染症の予防及びまん延防止に関する業務でございます。

取組方針の 2 の次なる感染症の発生及びまん延への備えでございますが、令和 7 年度は、青森県が県感染症予防計画に係る令和 8 年度の改訂の必要性和方針の検討に向けた課題整理等を行う予定であることから、市感染症予防計画につきましても、県に即した形で、令和 8 年度の改訂の必要性和方針の検討に向けた課題整理等を行ってまいります。

また、新型インフルエンザ等対策青森県行動計画の改定に伴う市行動計画改定についてですが、市町村においては、令和 8 年 7 月までに、県の行動計画を踏まえて改定するよう国からスケジュールが示されていることから、県の行動計画の改定が完了する令和 7 年 4 月以降に市の改定作業を進めてまいります。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法におきまして、市町村行動計画を作成・変更しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴くこととされておりますことから、今回の市行動計画の改定にあたりましては、八戸市地域保健医療対策協議会規則第 6 条第 1 項に基づき、当協議会に「新型インフルエンザ等対策行動計画検討部会」の設置をお願いするとともに、専門的・技術的な観点からご意見を伺いながら、市行動計画の改定作業に取り組んでまいります。

次のページになりますが、自殺対策計画の推進についてですが、「いのち支える八戸市自殺対策計画」の計画期間が令和 6 年度末までとなっていることから、庁内関係課による検討会議、地域の関係団体で構成するネットワーク会議、市長を本部長とした自殺対策推進本部会議等で意見を聴取し、当市の実情に即した次期計画策定に取り組んでまいりました。当市における自殺の実態については、全国平均と比較し、男性や高齢者の自殺者が多いことが課題としてあげられており、引き続き重点施策として取り組むほか、国の進める「子ども・若者対策」と「女性に対する支援」を新たに盛り込み、令和 12 年度までの 6 年間の第 2 期計画として最終調整の段階となっております。

また、悩みを抱えた人の SOS に気づき、問題を受け止め、適切な支援につなげる「ゲートキーパー」の養成研修は、基礎編・実践編に加え、フォローアップ編と市職員編を今年度新たに実施したところであり、令和 7 年度につきましても、引き続き、正しい知識の普及啓発や人材育成に向け取り組んでまいります。

加えて、心の健康に関する相談支援をはじめとする精神保健福祉に関する業務のほか、ひきこもりや難病についての相談支援、普及啓発を目的とする講演会等の開催などにも取り組んでまいります。

以上でございます。

事務局	衛生課の事業計画について、御説明いたします。 資料は10ページをお開き願います。 まず、1の食品衛生業務でございますが、市内の許可営業施設及び届出施設について計画的に監視をしており、来年度の監視目標は1,800件としております。 また、HACCPに沿った衛生管理の周知・普及を図るため、八戸食品衛生協会と連携し、巡回指導を行うとともにHACCPへの対応状況についての確認、助言・指導をしております。 監視・指導強化月間等の実施につきましては、7月の夏期一斉指導・12月の年末一斉指導のほか、朝市の監視や、七夕・三社大祭・えんぶりなどイベント時の臨時出店の監視についても引き続き取り組んでいきたいと考えております。 続きまして、2の犬の登録及び狂犬病予防注射業務につきましては、引き続き4～5月の春の集合注射、9～10月の秋の臨時集合注射を行うほか、未接種の飼い主に対しては接種を促す通知を発送し、その後電話による勧奨を行うなど、引き続き接種率の維持・向上に努めてまいりたいと思っております。 3の動物の愛護と適正な飼養に関する業務につきましては、来年度から新たに飼い主のいない猫の対策として、獣医師会の協力を得ながら不妊去勢手術に関する事業を実施したいと考えております。制度の詳細は検討中ですが、地域からの申請に基づき、予算の範囲内で獣医師会に委託し、手術を実施していただく予定としております。 4の専用水道・簡易専用水道・飲用井戸等に係る業務につきましては、飲料水の衛生確保について必要に応じて適切な助言等を行ってまいります。 最後に、5の生活衛生関係業務については、理容所、美容所、クリーニング所、旅館業、公衆浴場、興行場等の生活衛生関係施設の監視指導を行ってまいります。 衛生課の説明は、以上でございます。
会長	ありがとうございました。 ただ今の説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。
委員	3ページの4番の項目が、少し読めない部分があるのですが、中身を教えてくださいませんか、後で教えていただけますでしょうか。
事務局	それでは、この後、資料を差替えいたします。
会長	他に、御質問・御意見はございませんでしょうか。
委員	3ページの健康まつり事業ですけれども、これは9月末、決まりでよろしいでしょうか。実は、去年の市民フォーラムは非常に好評で、次年度も中路先生の講演と佐藤弘道さんの体操を予定して、もう青森県医師会としては決定事項としておりますので、日程に狂いがあるとその予定が狂うので、9月の最終日曜日ということではよろしいでしょうか。
事務局	会場の都合もございますので、予定とはしておりますけれども、決定ということではよろしくお願いいたします。
委員	療育相談で、専門医による診察・相談のところで、整形外科の先生が行うというのがありました。初めて聞きましたが、整形外科の先生が行っているのでしょうか。
事務局	はい。これは児童福祉法に基づく療育相談事業です。中核市になった時から養育相談を行っておりまして、現在ははまなす医療療育相談センターの盛島先生が御担当され、従事していただいております。
委員	整形外科の先生にやっけていただいているということで、それならそれで最初から、そう記載していただければいいと思います。どの整形外科の先生が行ってい

	るか少し分からなかったの。 また、小児の健診で、5歳児健診が抜けているのですが、5歳児健診が全国的にどうしようか問題になっていると思いますけれども、これについては市としてのお考えはございますでしょうか。
事務局	現在、国の方から、5歳児健診の通知については来ておりまして、マニュアル等も国の方から出ているところです。八戸市では、小児科の先生方と相談をしたり、保育園・幼稚園等にアンケートを実施したりして、状況を確認する作業を行っている最中です。 八戸市とすると、まだ体制等がとれておりませんので、実施時期については未定というのが本日の回答となります。いずれにおいても、実施する方向で進んでいくということになります。
会長	他に、御質問・御意見はございませんでしょうか。
委員	質問ではなくてお願いですけれども、9ページ3番の精神保健福祉に関することですが、両保健所ともに通報があると出動して対応するもので、今年度、警察からの通報がすごい勢いで増えておりまして、急激な増加です。県保健所の職員が、通報があると出動しますし、措置にならないケースもかなりありまして、その後の対応については市の保健所さんに協力をお願いするということにしておりますので、もう一度、両保健所が協力体制をしっかりと、情報収集をしたり情報共有したりして、地域の皆様に少しでも貢献できるよう協力をお願いしたいということです。以上です。
委員	衛生課の10ページの部分で、猫の不妊去勢手術というところがございました。 これは去勢手術を以前に受けたことがあるのかないのかの確認をされるかどうか、つまり、いきなり手術をしてしまうのか、それともその前にホルモン検査などを行って、ちゃんと残っているよね、という確認をしてから行われるのか、御検討されてましたら教えていただきたい。
事務局	はい、お答えいたします。 まず、事前の検査ということですが、おっしゃった検査等は予定していないのですが、獣医師の目を通して確認することで、ある程度判別できると思います。ただ、前回の手術がすごく精巧に行われていたりする場合は、なかなか分からない場合があるというような話を聞いておりますが、野良猫の場合、一般的にはあまり手術されていないケースが多いと思いますので、獣医師の目を通しての確認を行うということで進めたいと考えておりました。以上です。
委員	ありがとうございます。
会長	他に、御質問・御意見はございませんでしょうか。
委員	1つお伺いしたいのですが、帯状疱疹ワクチンは、生ワクチンでしょうか。不活化ワクチンでしょうか。
事務局	はい、お答えいたします。 帯状疱疹ワクチンにつきましては、いずれも両方、生も不活化もともに定期接種の対象とされておりますので、こちらは患者さんの方で選択していただくことになります。以上でございます。
委員	ありがとうございます。
会長	他に、御質問・御意見はございませんでしょうか。 ないようですので、次に、議事の3番「その他」といたしまして、「各団体からの報告事項について」を、各委員から御説明願います。

委員 (挙手)	健康フェスタを通じた栄養相談の実施について報告させていただきます。 令和6年9月29日開催の健康フェスタでは、5年ぶりに対面での栄養相談を午前中限定で実施し、14件の相談がありました。 今年度は若い働き世代向けに、野菜の計量体験、クイズ、間食量の目安イラスト、ご飯のフードモデルを用意しました。食事について何か言われるのではないかとマイナスイメージを持たれる方もいると思いますので、今回のような体験型展示は色々な世代と一緒に楽しめる良い機会になっていたと感じます。 また、簡易的にBMIが分かる表も用意し、「自分のBMIや標準体重を知らなかった」「痩せすぎても良くないんだ」などの感想が聞かれました。 第三次八戸市健康増進計画概要版の市民の健康チャレンジエイトにありますように、自分の体重を把握し、自分の適正体重を把握している方が、少しでも増えるよう、引き続き健康フェスタを通して市民に情報を提供していきたいと思います。 以上です。
会長	ありがとうございます。 ただいまの御報告について、御質問、御意見等ございますでしょうか。
会長	よろしいでしょうか。それでは、他に報告事項はございますでしょうか。
委員 (挙手)	QOL健診の開催について、御報告とお願いを申し上げたいと思います。 八戸市総合健診センターでは、令和6年2月と12月、そして令和7年2月末の計3回、皆様ご存知のように、県内各地で注目されておりますQOL健診を開催してまいりました。 このうち、2月の2回は企業の方の参加をいただいておりますが、12月には広く住民の方々にHPや広報を通じて案内をしており、低迷しております住民健診の受診率の向上に寄与しうる事業と考えております。従いまして、今後とも年に2回程度の開催を継続してまいりたいと考えております。 つきましては、今後とも八戸市総合保健センターでの開催を御高配、御配慮いただけますようお願い申し上げます。以上でございます。
会長	ただいまの御報告について、御質問、御意見等ございましたらお願いします。 ございませんでしょうか。
会長	その他、委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。 事務局の方から、何かございますでしょうか。
事務局	議事の方の最後ということでございましたので、私から一言、御挨拶を申し上げます。 本日は、御多忙の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。 また、熱心な御審議をいただきましたこと感謝申し上げます。 いただいた御意見等につきましては、今後の業務に生かしていきたいと考えております。 本日の会議でございますけれども、委員の任期自体は、もう少しございますけれども、定例でまいりますと任期中最後の会になろうかと思っております。 委員の皆様方には、2年間の任期中に様々、当市の保健所行政につきまして、ご指導ご鞭撻賜りましたこと改めて感謝申し上げます。 私ども事務局の方も、4月で年度改まりますと、メンバーの一部、入替え等々ございますけれども、これまで同様、職員一同、当市の健康増進及び公衆衛生の向上に全力で取り組んでまいりますので、引き続きの御支援、御協力をお願い申し上げます。 簡単ではございますが御礼の御挨拶といたします。

	本日はどうもありがとうございました。
会長	それでは、これをもちまして議事を終了し、司会へ進行をお返ししたいと思います。御協力ありがとうございました。
司会	熊谷会長、ありがとうございました。 それでは、これをもちまして八戸市地域保健医療対策協議会を閉会いたします。 本日は大変お忙しい中、どうもありがとうございました。皆様お気をつけてお帰りください。